

令和7年4月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和7年4月15日 開会

令和7年4月15日 閉会

国見町農業委員会

令和7年4月

国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	八島富一君	2番	佐久間久子君
3番	佐藤昭文君	5番	吉田和男君
6番	佐藤浩信君	7番	赤坂正弘君
8番	佐藤武君	10番	齋藤勇子君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

藤田・山崎地区担当	秦正徳君
石母田地区担当	齋藤光弘君
内谷・鳥取地区担当	赤坂齋君
小坂・泉田地区担当	黒田武君
森山地区担当	佐藤正春君
徳江・塚野目地区担当	佐久間秀男君
徳江・塚野目地区担当	八巻信詞君
貝田・光明寺地区担当	渋谷憲道君
高城地区担当	渡邊秀人君
大木戸地区担当	松浦勝美君
西大枝・川内地区担当	鈴木正則君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	大勝宏二君
農業委員会主任主査兼係長	佐藤貴浩君

1. 議事日程

議 事 日 程

令和7年4月15日（火曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 町長挨拶
- 3 議事録署名人指名
- 4 欠席者
- 5 会務報告
- 6 提出議案等
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について
 - 協議第1号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- 7 その他
 - (1) 令和7年度産業振興課・農業委員会事務局の事務分掌について
 - (2) 令和7年度国見町農業振興補助事業について
 - (3) 次回以降の総会日程について

午後1時27分開会

○事務局 【事務局長から農業委員会事務局職員紹介】

1 会長挨拶

○事務局 まず初めに、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

○会長（八島富一君） 【会長から開会に先立ち挨拶】

2 町長挨拶

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、年度の初めに当たりまして、村上町長にご臨席をいただいております。

村上町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町長、よろしく願いいたします。

○町長（村上町長） 【町長から年度初めの挨拶】

○事務局 ありがとうございます。

村上町長におかれましては、この後公務がございますので、ここで退席いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、ご臨席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、今後の議事進行については、会長にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3 議事録署名人指名

○会長（八島富一君） 早速ですが、議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） それでは、2番、佐久間久子委員、3番、佐藤昭文委員にお願いいたします。

4 欠席者

○会長（八島富一君） 続きまして、欠席者の報告ですが、本総会において欠席者はおりません。

5 会務報告

○会長（八島富一君） 続いて、会務報告に移ります。

事務局、お願いします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

6 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（八島富一君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（1件）について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なしの声がございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（八島富一君） 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

ここで、審議に入る前に、議事参与の制限について説明いたします。

受付番号15番の案件に関して、私八島が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しましては、議案を分割させて審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第1号の議事参与の制限に該当しない案件について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（議事参与制限に該当しない案件）説明】

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

それでは、受付番号14番の案件について、現地調査の結果を石母田地区担当、齋藤光弘推進委員より説明をお願いします。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） 去る4月3日、事務局と一緒に現地の調査をしてまいりました。

事務局の説明どおり、何ら問題ないことを確認いたしました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号16番から18番の案件について、現地調査の結果を鳥取・内谷地区担当、赤坂推進委員より説明をお願いします。

○内谷・鳥取地区担当推進委員（赤坂 齊君） 番号16番、17番、18番と、借受人は一緒の人でありまして、以前にも作付していました。借受人が替わったということです。

今まで耕作はやっていましたので、きれいに管理していました。また、借受人が替わったということで、何ら問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

齋藤推進委員。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） すみません、ちょっと細かいところなんですけれども、53ページの遠藤茂さんの年齢が55歳になっているんですけれども、50ページだと54歳になっているんですけれども、これは大丈夫ですか、これで。

○事務局 正式なものは直します。

○会長（八島富一君） どっちを直すの。

○事務局 54歳に直します。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（八島富一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号の議事参与の制限に該当しない案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙 手 全 員]

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号、議事参与の制限に該当しない案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、15番の案件について審議いたします。

私八島が退席しますので、議長を佐久間職務代理者と交代いたします。

[1番 八島富一君退場]

○職務代理者（佐久間久子君） 議長を交代しました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（議事参与制限に該当する案件）説明】

○職務代理者（佐久間久子君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号15番の案件について、現地調査の結果を藤田・山崎地区担当、秦正徳推進委員より説明をお願いします。

○藤田・山崎地区担当推進委員（秦 正徳君） ただいま事務局より説明がありましたとおり、4月3日に事務局と現地を確認してまいりました。

何ら問題は見つかりませんでしたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○職務代理者（佐久間久子君） これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○職務代理者（佐久間久子君） 質疑なしと認めます。

農業委員にお諮りいたします。

議案第1号の受付番号15番の案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○職務代理者（佐久間久子君） 挙手多数であります。

議案第1号の受付番号15番の案件につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

1番、八島富一会長の退席を解きます。

[1番 八島富一君入場]

○職務代理者（佐久間久子君） 議長を八島富一会長と交代いたします。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について

○会長（八島富一君） 議長を私八島富一と交代いたします。

次に、議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

ここで、審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号2番、3番の案件に関して、7番、赤坂正弘委員が議事参与の制限に該当いたします。議事参与の制限に関しましては、議案を分割させて審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第2号で議事参与の制限に該当しない案件について、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について（議事参与制限に該当しない案件）説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第2号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積等促進計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の議事参与に該当しない案件につきましては、計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号の受付番号2番、3番の案件について審議します。

7番、赤坂委員の退席をお願いいたします。

〔7番 赤坂正弘君退場〕

○会長（八島富一君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について（議事参与制限に該当する案件）説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第2号の受付番号2番、3番の案件について、農用地利用集積等促進計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号2番、3番の案件について、計画案のとおり承認することに決定いたします。

7番、赤坂正弘委員の退席を解きます。

〔7番、赤坂正弘君入場〕

協議第1号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

○会長（八島富一君） 次に、協議第1号 令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第1号 令和7年度農地等利用最適化活動の目標設定について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

ご意見等ございましたら、皆様からお受けいたします。

何かございませんか。

〔「今、目を通していますからちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） では、今30秒待つから。

それでは、何かございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なしということで、議案についてはこれで終了といたします。

7 その他

（1）令和7年度産業振興課・農業委員会事務局の事務分掌について

○会長（八島富一君） 続いて、その他に入ります。

まず、（1）令和7年度産業振興課・農業委員会事務局の事務分掌について、事務局より説

明をお願いします。

○事務局 【（１）令和７年度産業振興課・農業委員会事務局の事務分掌について説明】

○会長（八島富一君） 何かご質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

（２）令和７年度国見町農業振興補助事業について

○会長（八島富一君） なければ、（２）番、令和７年度国見町農業振興補助事業について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 【（２）令和７年度国見町農業振興補助事業について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

これにも、皆様からご意見ございますか。

〔「待って、ちょっと目を通して見るから」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） ６番。

○６番（佐藤浩信君） 昨年度からもそうなんですけれども、カメムシの種類が変わって、被害等々がかなり増えたんですけれども、それ以上にクサネムという草跳ね、あれの被害のほうがかメムシを上回っておりまして、そっちの対策もちょっととってもらえたらなと一瞬今思いました。

認識がおかしいのは、抜いたものを畦畔に置くからそのまま水路で下に流れるんだよね。あとは去年の高温の場合だと、水田から、道路から出ようとすると、塀笠みたいになって、草が大き過ぎて、見えないうらもう伸びちゃっている。あと、普及所に確認したところ、勝手に除草剤をやったり、やっちゃいけないんだってね、内側は。あれは個人の財産になるそうなんだけれども、雑草には変わらないんだよね。勝手に処理しないでくださいと言われたから、普及所から。財産だと、雑草も。ちょっとそのクサネムの対策を今度見てほしいな、多少。

普及所等々に確認すると分かるんだけど、ひざくらいの高さから腰くらいだったのが今人の背丈くらいまで大きくなる。あと数年放置すると、クサネムだけでも木の状態になっちゃうよ。ちょっとうちのほうでもかなり大変になってきているんで、特に昨年からなんだけれども、すみません、それをちょっと入れてもらえると助かるな。

以上です。

○会長（八島富一君） 種こぼれる前に、生産者というか、耕作者はあれ刈り取って処分しないと、もうどうしようもないからね。

○6番（佐藤浩信君） ただ、うちで持っているみたいな防除機が今町で4台入っているんだよね。だから、うち以外もかなり何人か買ったんで、ただ、クサネムを防除する薬品が高いのよね、結構。

○事務局 お話については承って、予算のほうに反映させていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

〔発言する者なし〕

（3）次回以降の総会日程について

○会長（八島富一君） なければ、（3）番、次回以降の総会について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、私のほうから次回の総会日程でございます。

5月につきましては、5月19日月曜日13時30分から、この場所ということでございます。

今回決めていただきたいのが、6月の日程でございます。

議案書の一番後ろ、5月の予定表書いてありまして、あと、次のページに6月の予定表書いてございます。

うちのほうの予定としては、17日か18日でお願いしたいということで、よろしく願いします。

○会長（八島富一君） いかがですか。

〔「17でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） それでは、6月17日は火曜日、同時刻でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） それでは、決定いたします。

事務局のほうで何かございましたら。

○事務局 特にございません。

○会長（八島富一君） 最後に出席の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から、何かございましたらお願いいたします。

松浦さん。

○大木戸地区担当推進委員（松浦勝美君） 大木戸地区で貸し借りが満了になりまして、返すという段階になって、結構大きな問題になってしまって、その方は30年近く桑畑を開墾して果

樹を植えていました。今回、満期になりまして、延長できないということになり、貸人は、木を切って返してほしい、借りているほうは、継続して利用したいということで、なかなか折り合いがつかず、30年、それ以上かもしれないんだけど、その間に借人は自分の都合のいい形で、当然ながら使ってきたわけです。それを返すという段階になりまして、返されたほうとしては、防風林も要らない、水路をまたぐ通路も要らない、そういったものだけでも、桑畑から後に造作したものについては片づけてほしいというような希望があり、私もそのやり取りに首を突っ込んで大変なことになったんですが。

それはいいとして、一般的に樹園地の貸し借り、また、畑を借りて果樹を植えた場合、返す段階になったときのことも踏まえて、どういう形で返すことになるのかということも含めて、農業委員会として許可をして文書に残しておかないと、10年、20年たった後に、いや、こんなはずじゃなかったんだけどなということ、1反歩1万やそこらで貸しているのを、そこを更地に直すのに10万、20万という金額をかけていたんでは、貸したほうがばかを見るというか、そんな形になると、うまくこの貸し借りのサイクルがいかなくなるんじゃないかと思って、意見を述べさせていただきます。よろしくをお願いします。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 貴重なご意見ありがとうございます。

今後につきましては、返却の状況をきちんと載せるようにいたします。

あと、中間機構のほうでも、お互い書面で、あと押印をしてという形で、ここ秋口ぐらいから、そういうのを取りかかっているような状態なので、こちらのほうも同様に、それに近い形で申請書とかに記載するようにはいたします。

以上です。

○会長（八島富一君） やはり田んぼぐらいなら稲つくっているんだからいいけれども、果物の場合は、非常に問題になるというかね。

〔「許可とって植えたんじゃないのかな」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） でも、現状回復というか、更地にして返してほしいという人たちはいるな。お互いに年取ってきたりすると。

松浦さんが言うように、文章にはちゃんと載せて置かないと駄目だね。文章残ってない、相対ならいいよ、それは。だけれども、農業委員会を通したら、そこではやないと。

○6番（佐藤浩信君） この間は江浚いに行ったけれども、田んぼでもその話が出ていました。先週。水田も何かそのようなことをなさっているの。

〔発言する者多数あり〕

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

2番。

○2番（佐久間久子君） この前の大風で長坂の枯れ木、こんな太い木が倒れて、うちの畑に邪魔になっているんですけども、それはどこで片づけてもらえるのでしょうか。

○事務局 長坂については、町の文化財ということで登録されている部分ですよ。

○2番（佐久間久子君） 違う。うちは、持ち主が要るんだよね、たしかね。

坂上っていった間に、元火葬場あったところ分かるかな。間に柿の木とプラムとあって、その柿の木、でも、柿木ではないような気がすんのね。もう枯れ枝なのね、倒れているのが。

で、昨日行ったらば、それが倒れていて、その前の日は倒れてなかったような気がしたのね。だから、その風で、あそこ風当たりが強いから、それで倒れたのかなと思うんですけども、多分町ではないような気はしますが。

○事務局 町が、例えば指定している、買い上げしている、公有化しているものについては町が所有なので、その木が倒れたりした場合には町でちゃんと元どおりに戻すという形になるんですけども、例えば神社等の持っている木とかというのも結構あるんですけども、そういうものについては神社の檀家さんのところ、神社の守る会、氏子ですね。そういうところになる。

○2番（佐久間久子君） うちでやってもいいんですけども、ただ、もし……

○事務局 所有者についてはちょっと確認させていただいて、その人に話し合うというのが一番ベストかなと思うんですけども。現地を後からちょっと、どの部分なのかというのを見て確認をさせていただければいいかなと思うんですけども。

○2番（佐久間久子君） じゃ、お願いします。

○会長（八島富一君） その他ございますか。

赤坂さん。

○内谷・鳥取地区担当推進委員（赤坂 齋君） さっきの貸し借りの話なんですけど、申請書の下の契約の内容のところに明記はできないんですか、返すときの……

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 今あった申請書を見ているんですけど、記載は可能ですので、今後つけるように、文言として入れておくようにいたします。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なければ、これで本会議を閉じます。
ありがとうございました。

午後 2 時 2 9 分閉会

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する

令和7年4月15日

国見町農業委員会議長 (会長) _____ (印)

議事録署名人 (2番委員) _____ (印)

議事録署名人 (3番委員) _____ (印)

会議書記 (事務局長) _____ (印)